

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 開発行為に関する工事の完了【都市戦略局計画部開発指導課】

2

◇ 上下水道局

- 収納事務の委託【上下水道局総務経営部営業課】

3

北九州市公告第 7 4 8 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

北九州市長 武 内 和 久

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉北区高坊一丁目 1 6 5 4 番 3 8 及び 1 6 5 4 番 4 9 のうち	北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 北九州市長 武内和久
北九州市小倉南区上吉田三丁目 1 7 3 6 番 1 5、1 7 3 6 番 2 2 及び 1 7 3 6 番 2 3 （第三工区）	福岡市博多区東公園 7 番 7 号 福岡県知事 服部誠太郎

北九州市上下水道局告示第 4 5 号

地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）附則第 2 条第 4 項において準用する同条第 3 項の規定により、北九州市水道条例（昭和 3 8 年北九州市条例第 1 1 9 号）第 2 8 条に規定する水道料金及び北九州市下水道条例（昭和 3 9 年北九州市条例第 3 9 号）第 1 5 条第 1 項に規定する下水道使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 7 年 1 0 月 2 8 日

北九州市上下水道局長 廣 中 忠 孝

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
弁護士法人子浩法律事務所	東京都新宿区大久保 二丁目 7 番 1 7 号晴 和ビル 2 階	令和 7 年 1 0 月 6 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで